

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程

平成16年 4月 1日

自機規程第10号

最終改正 令和 8年 9月17日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）に基づき、就業規則第3条が適用される職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、職員から申出があった場合において、当該職員の指定する職員本人の預貯金口座へ振り込むことによって支給する。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支給に 関し必要な事項は、別に定める。

(給与の種類)

第3条 職員（第5条第2項第4号及び第5号の適用を受ける者（以下「本給年俸表適用者」という。）を除く。）の給与は、本給及び諸手当とする。

2 前項の本給には、第29条の規定による本給の調整額を含む。

3 第1項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手当、特地勤務手当、準特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、半日直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び研究代表者等特別手当とする。

4 職員（本給年俸表適用者に限る。）の給与は、本給、業績給及び諸手当とする。

5 前項の本給は、研究教育職本給年俸表（一）又は研究教育職本給年俸表（二）に定める基本給の額の12分の1の額に第29条の規定による本給の調整額を加えたものとする。

6 第4項の業績給は、別に定める機関の長裁量加算の額を含み、業績給の12分の1の額を業績給の月額とする。

7 第4項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手

当，特地勤務手当，準特地勤務手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当，半日直手当，管理職員特別勤務手当，初任給調整手当，寒冷地手当及び研究代表者等特別手当とする。

（給与の支給日）

第4条 本給，業績給の月額，扶養手当，管理職手当，特別調整手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，在勤手当，衛生管理者手当，特地勤務手当，準特地勤務手当及び初任給調整手当は，その月の月額の全額を毎月17日に，在宅勤務等手当，特殊勤務手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当，半日直手当及び管理職員特別勤務手当は，その月の分を翌月17日に支給する。ただし，支給日（この項において，毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に，支給日が月曜日で，かつ，休日に当たるときは，支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は，6月30日及び12月10日に支給する。ただし，支給日（この項において，6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。

3 寒冷地手当は，毎年11月から翌年3月までの給与の支給日に支給する。

4 研究代表者等特別手当は，6月30日に支給する。ただし，支給日（この項において，6月30日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。

（本給の決定及び適用範囲並びに業績給の決定）

第5条 職員の受ける本給は，所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて，職務の複雑，困難及び責任の度に基づき，かつ，勤労の強度，勤務時間，勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般職本給表（一）（別表第1）
- 二 一般職本給表（二）（別表第2）
- 三 研究教育職本給表（別表第3）
- 四 研究教育職本給年俸表（一）（別表第4）
- 五 研究教育職本給年俸表（二）（別表第5）

3 前項に掲げる，各本給表の適用範囲は，次に定めるところによる。

- 一 第1号の適用を受ける者 技術職員，事務職員（次号に規定する者を除く。）
- 二 第2号の適用を受ける者 事務職員のうち，自動車運転員又は環境保全員
- 三 第3号の適用を受ける者 研究教育職員
- 四 第4号の適用を受ける者 研究教育職員のうち，別に定める者

五 第5号の適用を受ける者 研究教育職員のうち、別に定める者

4 第2項第1号から第5号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容並びにその級別の資格基準は、別に定める。

5 職員（本給年俸表適用者に限る。）の受ける業績給（機関の長裁量加算を除く。）は、業績評価に基づき決定する。

（本給年俸表適用者の給与）

第5条の2 本給年俸表適用者の給与については、この規程に定めるもののほか、別に定める。

（本給の訂正方法）

第6条 職員の給与が第5条の規定に合致しないと認めたときは、その本給を訂正することができる。

（初任給）

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

（昇級及び降級）

第8条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇級基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇級させることができる。

2 勤務成績が良くない等別に定める降級基準に該当した者は、1級下位の級に降級させることができる。

3 職員を昇級又は降級させる場合のその者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

（昇給）

第9条 職員（第5条第2項第4号に定める本給表の適用を受ける者を除く。）の昇給は、第11条で定める日に、同日前において次の各号に掲げる本給表の区分に応じた日以前1年間におけるその者の勤務成績に対して行うものとする。

一 一般職本給表（一）及び一般職本給表（二） 12月31日

二 研究教育職本給表及び研究教育職本給年俸表（二） 9月30日（当該本給表適用者の的確な目標設定や、その勤務成績の適切な評価を反映することが著しく困難であると機関が認める場合は、機関が定めた日）

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項各号に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当したときに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応

じて別に定める基準に従い決定するものとする。

- 一 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。） 極めて優秀である職員，特に優秀である職員，優秀である職員及び特に良好である場合
- 二 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員並びに研究教育職本給表及び研究教育職本給年俸表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員 極めて優秀である職員，特に優秀である職員，優秀である職員及び特に良好である場合

（昇給の範囲）

第10条 職員の昇給は，その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

（昇給の時期）

第11条 第9条に規定する昇給の時期は，毎年1月1日とする。ただし，機構が特に認めた場合には，この限りではない。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は，扶養親族のある職員に対して支給する。ただし，次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は，一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である者（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）に対しては，支給しない。

2 扶養手当の支給については，次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は，前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円，扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（次の各号に掲げる者（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては，3,500円）とする。

- 一 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者
- 二 研究教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者
- 三 研究教育職本給年俸表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者
- 四 研究教育職本給年俸表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額
は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の
数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手
当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、
その特殊性に基づき支給する。

- 2 管理職手当の額は、別に定める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額
の100分の25を超えないものとする。
- 3 管理職手当には、勤務が深夜（22時から翌5時）に及んだ場合における割増賃金相
当額を含むものとする。
- 4 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別調整手当)

第14条 特別調整手当は、別に定める地域に在勤する職員に支給する。

- 2 特別調整手当の月額は、本給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、別に定め
る支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額
とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、特別調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(広域異動手当)

第14条の2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事
業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」と
いう。）につき別に定めるところにより算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に
在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の
距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直
前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下こ
の項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場
との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考
慮して当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当する
と認められる場合として機構が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等
の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に
当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割
合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の
期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場

合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として機構が定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 機構が定める者から引き続き職員となった者（雇用の事情等を考慮して機構が定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして機構が定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務箇所に変更があつたものには、機構の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により特別調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該特別調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該特別調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（自然科学研究機構宿舍規程及び国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍等（以下「機構の指定した宿舍」という。）を貸与された宿舍に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
- 二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（機構の指定した宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのも

のと権衡上必要があるとして別に定めるもの。

2 住居手当の月額、は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第15条の2 前条に定めるもののほか、第22条第2項の規定に定める在外単身赴任手当を支給される者については、第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員とみなして、前条（第1項第2号及び第2項第2号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

2 前条及び前項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - 二 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて別に定める額（第17条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）
 - 三 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とする。
- 3 事業場を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該異動の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに職員（国立大学法人及び大学共同利用機関法人の職員、国家公務員及び地方公務員から引き続き職員となった者を含む。次条において同じ。）となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐

車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(別に定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第17条 事業場を異にする異動(出向を含む。)又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して機構が指定する職員に限る。)その他権衡上必要があると認められるものとして機構が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

- 3 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(在宅勤務等手当)

第17条の2 就業規則第23条の2の規定に定める在宅勤務において、1箇月に10日以上在宅勤務を行った職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて次の各号に掲げる特殊勤務手当を支給する。

- 一 高所作業手当
- 二 爆発物取扱等作業手当
- 三 超高地勤務手当
- 四 放射線取扱手当

- 2 特殊勤務手当を支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(衛生管理者手当)

第19条 衛生管理者手当は、衛生管理者として命ぜられ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条の業務を行う者に支給する。

- 2 衛生管理者手当の月額、1,200円とする。

(特地勤務手当)

第20条 特地勤務手当は、離島その他生活の著しく不便な地に所在する事業場又は観測所に勤務する職員に支給する。

- 2 特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で機構が別に定める。

3 特地勤務手当は、職員の給与が第40条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

4 前3項に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(準特地勤務手当)

第21条 準特地勤務手当は、前条第1項に規定する地又は機構が指定するこれらに準ずる地に勤務する職員のうち、異動又は事業場の移転により勤務することとなった職員が、その異動に伴って住居を移転した場合に支給する。

2 新たに職員となって前条第1項に規定する地又は機構が指定するこれらに準ずる地に勤務することになったことに伴って住居を移転した職員で権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて、準特地勤務手当を支給する。

3 準特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の月額の合計額に100分の4以内を乗じて得た額とする。

4 前条第3項の規定は、準特地勤務手当について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、準特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(在勤手当)

第22条 在外勤務場所に勤務する国立天文台の職員（在外勤務場所の所在する国以外に生活拠点があつた者に限る。ただし、機構が特に認める場合はこの限りではない。）に、在勤手当を支給する。

2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、同行配偶者手当、同行子供手当、子供教育手当及び在外単身赴任手当とする。

3 在勤基本手当の月額は、次表に定める在外勤務場所に応じて、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第10条第1項の規定に基づき定める在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下この項において「政令」という。）別表第1の第2号から第6号までに定める額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、在勤基本手当の月額の支払いに当たっては、別で定める換算率により外国通貨に換算した額に相当する額とする。

在外勤務場所	政令に定める所在国又は所在地	1号	2号	3号	4号	5号
		研究教育職本給表，研究教育職本給年俸表	研究教育職本給表，研究教育職本給年俸表	研究教育職本給表，研究教育職本給年俸表	研究教育職本給表，研究教育職本給年俸表	研究教育職本給表，研究教育職本給年俸表

		(一) 及び研究教育職本給年俸表 (二) 5級の職員	(一) 及び研究教育職本給年俸表 (二) 4級の職員	(一) 及び研究教育職本給年俸表 (二) 3級の職員	(一) 及び研究教育職本給年俸表 (二) 2級の職員	(一) 及び研究教育職本給年俸表 (二) 1級の職員
		一般職本給表 (一) 9級以上の職員	一般職本給表 (一) 7級及び8級の職員	一般職本給表 (一) 5級及び6級の職員	一般職本給表 (一) 3級及び4級の職員	一般職本給表 (一) 1級及び2級の職員
国立天文台ハワイ観測所	ホノルル	ホノルル2号	ホノルル3号	ホノルル4号	ホノルル5号	ホノルル6号
国立天文台チリ観測所及びアルマプロジェクト	チリ	チリ2号	チリ3号	チリ4号	チリ5号	チリ6号
国立天文台カリフォルニア事務所	ロサンゼルス	ロサンゼルス2号	ロサンゼルス3号	ロサンゼルス4号	ロサンゼルス5号	ロサンゼルス6号

- 4 前3項に規定するもののほか、在勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(超過勤務手当)

第23条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員勤務時間、休暇等規程（平成16年自機規程第5号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）第9条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間（休日における勤務を含む。）を超えて勤務した全時間（以下「時間外勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の135までの範囲内で当該次に掲げる各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に時間外勤務時間及び休日に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合

は、100分の175)の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 勤務時間、休暇等規程第5条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項各号及び第24条本文で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

3 前項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(休日給)

第24条 就業規則第24条の規定による休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員(休日に当然勤務することになっている交替制勤務者を含む。)が勤務した場合には、その実際に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に休日に勤務した全時間及び時間外勤務時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前項における休日には、これらの日に準ずるものとして機構が指定する日を含むものとする。

3 前2項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(夜勤手当)

第25条 正規の勤務時間として22時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 第23条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給、これに対する特別調整手当、広域異動手当、管理職手当、在宅勤務等手当、衛生管理者手当、

特勤手当（扶養手当を基礎として算出した部分は除く。）、準特勤手当（扶養手当を基礎として算出した部分は除く。）、初任給調整手当及び業績給の月額合計額を155で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、第18条に規定する特殊勤務手当を受ける勤務に従事した場合には、当該勤務に係る1日の額を7.75で除して、前項の規定による額に加算した額とする。

（宿日直手当）

第27条 勤務時間、休暇等規程第12条に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき10,400円を支給する。

- 2 前項の勤務のうち、1回の勤務時間が5時間未満の場合（半日直勤務）については、100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤務は、第23条から第25条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第28条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第24条に規定する休日（次項において「休日」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日に含まれる時間を除く。）であって所定労働時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

- 一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において別に定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（本給の調整額）

第29条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{25}{100}$ を超えるときは、本給月額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{25}{100}$ に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(第1種初任給調整手当)

第30条 第1種初任給調整手当は、研究教育職本給表、研究教育職本給年俸表(一)及び研究教育職本給年俸表(二)の適用を受ける職員の職で、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有するものには月額52,100円を、採用の日から35年の期間、採用の日(採用後別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(第2種初任給調整手当)

第30条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち第7条の規定により当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額(別に定める職員にあつては、別に定める額)並びに特別調整手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を就業規則第23条第1項の規定に定める1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。))が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して別に定める額(次項において「基準額」という。))を下回るものには、採用の日から別に定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、別に定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解雇された職員又は死亡した職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給月額に本給の調整額を加えた額（以下「本給の月額」という。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（次表（2）に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（次表（3）に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額）を加算した額）（以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として、（1）に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表（4）に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 期別支給割合

基準日	職員区分ごとの期別支給割合	
	一般の職員	特定管理職員
6月1日	100分の126.25	100分の106.25
12月1日	100分の126.25	100分の106.25

備考 特定管理職員は、(3) ①及び②の適用を受ける職員（管理職手当の区分Ⅰ種及びⅡ種の適用職員に限る。）をいう。

(2) 職務加算

① 研究教育職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
研究教育 職本給表	5級の職員	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級・3級の職員	100分の10（別に定める職員にあっては100分の15）
	2級・1級の職員 （別に定める職員に限る。）	100分の5

② 一般職本給表適用者

本 給 表	職 員	加 算 割 合
一般職 本給表（一）	8 級以上の職員	1 0 0 分の 2 0
	7 級・6 級の職員	1 0 0 分の 1 5
	5 級・4 級の職員	1 0 0 分の 1 0
	3 級の職員	1 0 0 分の 5
一般職 本給表（二）	5 級の職員	1 0 0 分の 1 0
	4 級の職員	1 0 0 分の 5
	3 級の職員（別に定める職員に限る。）	1 0 0 分の 5

（３）管理職の地位にある職員の本給の加算

① 研究教育職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加 算 割 合
研究教育職 本給表 5 級	第 1 3 条第 2 項に規定する職務区分Ⅱ種の職員	1 0 0 分の 1 5
	同条職務区分Ⅲ種の職員 （特に機構が認めた場合）	1 0 0 分の 1 0

② 一般職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加 算 割 合
一般職本給表 （一） 7 級以上	第 1 3 条第 2 項に規定する職務区分Ⅰ種の職員	1 0 0 分の 2 5
	同上職務区分Ⅱ種の職員	1 0 0 分の 1 5
	同上職務区分Ⅲ種の職員 （特に機構が認めた場合）	1 0 0 分の 1 0

（４）在職期間別支給割合

在 職 期 間	支 給 割 合
6 月	1 0 0 分の 1 0 0
5 月以上 6 月未満	1 0 0 分の 8 0
3 月以上 5 月未満	1 0 0 分の 6 0

3 月未満	1 0 0 分の 3 0
-------	--------------

- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
- 一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第35条の規定により解雇された場合（同規則第1号に該当して解雇した職員を除く。）
 - 二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第41条の規定により懲戒解雇された場合
 - 三 職員が基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員（前号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた場合
 - 四 第4項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合
 - 五 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号。以下「育児休業等規程」という。）により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
- 4 機構は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 5 機構は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件

に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 機構は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、解雇された職員又は死亡した職員（第3項に規定する職員を除く。）に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績（研究教育職本給表の適用を受ける職員にあっては、基準日以前の直近の業績評価とする。）に応じて、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第2項（2）表に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（同項（3）表に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額。）を加算した額。）（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合及び勤務成績に応じて機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額とする。ただし、研究教育職員以外の職員に支給される額は、機構が定める総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	支 給 割 合
6 月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95

5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

3 前条第3項から第6項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において期末手当とあるのは勤勉手当と読み替えるものとする。

4 前各項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、水沢地区、野辺山地区、六ヶ所地区及び神岡地区に常時勤務する職員（第34条第1項及び第2項の規定により給与の支給を受ける職員で次の第1号に該当する者以外の者（以下「有給休職者」という。）を含む。）で、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する職員に支給する。ただし、次に該当する者には支給しない。

一 本邦外にある者（世帯主である職員でその扶養親族が基準日に本邦に居住する者を除く。）

二 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の者

三 刑事休職者

四 無給休職者

五 停職者

六 専従休職者

七 育児休業職員

八 配偶者同行休業職員

2 前項に定めるもののほか、寒冷地手当に関し必要な事項は、別に定める。

(研究代表者等特別手当)

第33条の2 研究代表者等特別手当は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究代表者等人件費制度実施要領（令和3年10月21日機構長決定。以下「P I 等人件費制度実施要領」という。）第8条第2項に定める承認を得た者のうち、同要領第7条第2項に定める研究代表者等特別手当の支給を選択した者に支給する。

2 研究代表者等特別手当の額は、P I 等人件費制度実施要領第9条第2項に基づき確認した額とする。

3 研究代表者等特別手当の支給に当たっては、第36条から第37条の2までの規定及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員任免規程（平成16年自機規程第34号。以下「任免規程」という。）第17条の規定は適用しない。

(特定の職員についての適用除外)

第33条の3 第14条、第14条の2、第16条、第17条、第20条及び第21条の規定は、第22条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

(休職者の給与)

第34条 職員が業務上の傷病又は通勤途上による傷病により、就業規則第11条第1項第1号による休職にされた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、本給、業績給の月額、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が任免規程第15条第1項第1号による休職にされた場合には、その休職期間中、本給、業績給の月額、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が任免規程第15条第1項第2号による休職にされた場合には、その休職期間中、本給、業績給の月額、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 任免規程第15条第1項第3号から5号までに規定する期間については、給与を支給しない。

6 職員が任免規程第15条第1項第6号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、第2項に掲げる給与の100分の100を支給することができる。

7 職員が任免規程第15条第1項第6号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明（前項の所在不明を除く。）と認められるときは、第2項に掲げる給与の100分の70以内を支給することができる。

- 8 職員が第3項及び第4項により休職にされた場合におけるその休職中の給与については、機構が別に定める。
- 9 第2項から第4項までの規定による本給、業績給の月額及び特別調整手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 10 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第31条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

(派遣職員の給与)

- 第35条 派遣職員には、別に定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、本給、業績給の月額、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内を支給する。
- 2 派遣先の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると機構長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
- 3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者（職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。）に対して支払うことができる。

(育児休業者の給与)

- 第36条 育児休業等規程により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- イ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
- ロ 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 育児休業をしていた職員（第5条第2項第4号に定める本給表の適用を受ける者を除く。）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本給月額を調整することができる。
- 四 職員が部分休業（育児休業等規程第15条に規定する部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

五 前各号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業者の給与)

第37条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員介護休業等規程（平成16年自機規程第7号）により介護休業等をする職員の給与については、第38条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業者の給与)

第37条の2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員配偶者同行休業規程（平成26年自機規程第97号）により配偶者同行休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

一 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 配偶者同行休業をしていた職員（第5条第2項第4号に定める本給表の適用を受ける者を除く。）が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本給月額を調整することができる。

2 前項に規定するもののほか、配偶者同行休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第38条 職員が勤務しないときは、勤務時間、休暇等規程第5条の2第1項に規定する超勤代休時間、就業規則第24条の規定による休日である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数及び部分休業の時間数の合計とし、その合計時間数に15分単位未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(本給及び業績給の月額の半減)

第39条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給及び業績給の月額の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給及び業績給の月額の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(減給)

第40条 就業規則第41条第1項第2号に規定する減給は、平均賃金（算定すべき事由の発生した日（減給の意思表示が職員に到達した日）以前3箇月間における職員の平均賃金をいい、その以前3箇月間とは、算定事由の発生した日は含まれず、その前日から遡って暦日の3箇月について算定する。）に、職員に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で割った金額とする。ただし、次の期間がある場合は、その日数及び給与額は、先の期間及び給与総額には含まない。

- 一 業務上の傷病にかかり休職した期間
- 二 産前産後の休暇の期間
- 三 育児・介護休業期間
- 四 試用期間
- 五 機構の責めに帰すべき事由により休職した期間

2 前項ただし書の給与総額とは、算定期間中に支払われる労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する給与のすべてをいう。ただし、期末手当、勤勉手当等臨時に支払われた給与については給与総額には含まない。

3 第1項ただし書に定める期間が、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3箇月以上にわたる場合の平均賃金は、その期間の最初の日をもって、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなす。

4 前3項までに定めるもののほか、減給に関し必要な事項は、機構が別に定める。

(日割計算)

第41条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇級等により、本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、業績給の月額、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、初任給調整手当の支給について準用する。

(端数計算)

第42条 第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第36条から第38条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる

ものとする。

(端数の処理)

第43条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、機構が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第45条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると機構が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

平成31年 1月29日改正

令和 6年 1月25日改正

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表については一般職本給表とし、教育職俸給表については研究教育職本給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。
- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級と同一とする。ただし、昇級又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給月額を決定する。
- 4 この規程を実施するにあたって必要な技術的事項については、当分の間、関係人事院規則の例によるものとする。
- 5 当分の間、次の各号に掲げる本給表の適用を受ける職員の本給月額は、当該職員が満60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - 一 一般職本給表（一）
 - 二 一般職本給表（二）
- 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第16号）第12条第1項の規定に基づき雇用される臨時的雇用職員
 - 二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員配偶者同行休業規程（平成26年自機規程第97号）第16条第1項の規定に基づき雇用される臨時的雇用職員
 - 三 就業規則第10条の2第2項の規定により満60歳に達した日以後の最初の3月31日から引き続き管理監督職である者（当該管理監督職の期間に限る。）
- 7 就業規則第10条の2に規定する他の職への配置換（以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換」という。）をされた職員であって、当該他の職への配置換をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 8 前項の規定により本給として支給される差額に相当する額と附則第5項の規定による当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額（以下「上限額」という。）と当該職員の受ける附則第5項の規定による本給月額」とする。
- 9 管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢による配置換をされた場合は、異動日に附則第5項の規定により当該職員が受ける本給月額（以下「異動日本給月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第9項基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第9項基礎本給月額と異動日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 10 前項の規定により本給として支給される差額に相当する額と第5項の規定による当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9項基礎本給月額と異動日本給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給与規程附則第5項の規定による本給月額との差額」とする。

1 1 第5項の規定の適用を受ける職員に対する第28条第3項各号の規定の適用については、当分の間、第28条第3項第1号及び第2号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

1 2 第5項の規定の適用を受ける職員に対する第29条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額表に掲げる調整基本額」とあるのは「調整基本額表に掲げる調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第19条に規定する衛生管理者手当については、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

3 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（機構の定める職員にあっては、機構の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

4 第2項後段の規定により新級を決定される職員（切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

5 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における新号給は、

次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- 一 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額（以下「旧本給月額」という。）が旧級に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧本給月額及び経過期間（機構の定める職員にあっては、機構の定める期間）に応じて附則別表第4に定める号給
 - 二 旧級が一般職本給表（一）の1級である職員又は旧級が一般職本給表（二）の3級である職員のうち旧本給月額が旧級に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられていないもの 別に定める号給
 - 三 旧本給月額が附則別表第5に掲げられている職員 新級、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第5に定める号給
 - 四 新級が一般職本給表（一）の10級となる職員のうち旧本給月額が附則別表第5に掲げられていないもの 新級の15号給
 - 五 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給
- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 7 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（平成21年12月1日において適用される本給表、級及び号給が、それぞれ次の表の本給表欄、級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の者にあっては、当該本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行する附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

本 給 表	級	号 給
一般職（一）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 2 4 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
一般職（二）	1 級	1 号給から 6 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
研究教育職	1 級	1 号給から 4 4 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで

	3 級	1 号給から 1 2 号給まで
--	-----	-----------------

- 8 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 9 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、本給を支給する。
- 10 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 条第 2 項	4 号給	3 号給
	3 号給	2 号給
第 9 条第 3 項	4 号給	3 号給
	3 号給	2 号給
	2 号給	1 号給

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

本給表	旧級	新級
一般職本給表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	1 0 級	8 級
	1 1 級	9 級
		1 0 級
一般職本給表（二）	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3項関係）

イ 旧級が一般職本給表（一）の1級から10級である職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

旧号給	経過期間	旧 級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未満			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未満			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未満			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 12 月未満			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上 12 月未満			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 12 月未満			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 12 月未満			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上 12 月未満			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上 12 月未満			120							
	12 月以上			121							
31	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上 12 月未満			124							
	12 月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上 12 月未満			125							
	12 月以上			125							

ロ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
12	3月未満		41	41	37	49	29	25
	3月以上 6月未満		42	42	38	50	30	26
	6月以上 9月未満		43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満		44	44	40	52	32	28
	12月以上		45	45	41	53	33	29
13	3月未満		45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月未満		46	46	42	54	34	30
	6月以上 9月未満		47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満		48	48	44	56	36	32
	12月以上		49	49	45	57	37	33
14	3月未満		49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月未満		50	50	46	58	38	34
	6月以上 9月未満		51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満		52	52	48	60	40	36
	12月以上		53	53	49	61	41	37
15	3月未満		53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月未満		54	54	50	62	42	38
	6月以上 9月未満		55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満		56	56	52	64	44	40
	12月以上		57	57	53	65	45	41
16	3月未満		57	57	53	65	45	41
	3月以上 6月未満		58	58	54	66	46	42
	6月以上 9月未満		59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満		60	60	56	68	48	44
	12月以上		61	61	57	69	49	45
17	3月未満		61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月未満		62	62	58	70	50	46
	6月以上 9月未満		63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満		64	64	60	72	52	48
	12月以上		65	65	61	73	53	49
18	3月未満		65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月未満		66	66	62	74	54	50
	6月以上 9月未満		67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満		68	68	64	76	56	52
	12月以上		69	69	65	77	57	53
19	3月未満		69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月未満		70	70	65	78	58	54
	6月以上 9月未満		71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満		72	72	66	80	60	56
	12月以上		73	73	67	81	61	57
20	3月未満		73	73	67	81	61	57
	3月以上 6月未満		74	74	67	82	62	58
	6月以上 9月未満		75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満		76	76	68	84	64	60
	12月以上		77	77	69	85	65	61
21	3月未満		77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月未満		78	78	70	86	66	62
	6月以上 9月未満		79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満		80	80	72	88	68	64
	12月以上		81	81	73	89	69	65
22	3月未満		81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月未満		82	82	73	90	70	66
	6月以上 9月未満		83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満		84	84	74	92	72	68
	12月以上		85	85	75	93	73	69

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
23	3月未満		85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満		86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満		87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満		88	88	76	96	76	69
	12月以上		89	89	77	97	77	69
24	3月未満		89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満		90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満		91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満		92	92	78	100	80	
	12月以上		93	93	79	101	81	
25	3月未満		93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満		94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満		95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満		96	96	80	104	84	
	12月以上		97	97	81	105	85	
26	3月未満		97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満		98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満		99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満		100	100	84	108	88	
	12月以上		101	101	85	109	89	
27	3月未満		101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満		102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満		103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満		104	104	86	112	92	
	12月以上		105	105	87	113	93	
28	3月未満		105	105	87	113		
	3月以上6月未満		106	106	87	114		
	6月以上9月未満		107	107	88	115		
	9月以上12月未満		108	108	88	116		
	12月以上		109	109	89	117		
29	3月未満		109	109	89	117		
	3月以上6月未満		110	110	90	118		
	6月以上9月未満		111	111	91	119		
	9月以上12月未満		112	112	92	120		
	12月以上		113	113	93	121		
30	3月未満		113	113	93	121		
	3月以上6月未満		114	114	93	122		
	6月以上9月未満		115	115	94	123		
	9月以上12月未満		116	116	94	124		
	12月以上		117	117	95	125		
31	3月未満		117	117	95	125		
	3月以上6月未満		118	118	95	126		
	6月以上9月未満		119	119	96	127		
	9月以上12月未満		120	120	96	128		
	12月以上		121	121	97	129		
32	3月未満		121	121				
	3月以上6月未満		121	122				
	6月以上9月未満		121	123				
	9月以上12月未満		121	124				
	12月以上		121	125				
33	3月未満			125				
	3月以上6月未満			126				
	6月以上9月未満			127				
	9月以上12月未満			128				
	12月以上			129				

ハ 旧級が研究教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
1	3月未満				1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1
	12月以上				1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1	1
	12月以上		5	5	5	1	1
3	3月未満		5	5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	6	1	1
	6月以上9月未満		7	7	7	1	1
	9月以上12月未満		8	8	8	1	1
	12月以上		9	9	9	1	1
4	3月未満		9	9	9	1	1
	3月以上6月未満		10	10	10	2	1
	6月以上9月未満		11	11	11	3	1
	9月以上12月未満		12	12	12	4	1
	12月以上		13	13	13	5	1
5	3月未満		13	13	13	5	1
	3月以上6月未満		14	14	14	6	1
	6月以上9月未満		15	15	15	7	1
	9月以上12月未満		16	16	16	8	1
	12月以上		17	17	17	9	1
6	3月未満		17	17	17	9	1
	3月以上6月未満		18	18	18	10	2
	6月以上9月未満		19	19	19	11	3
	9月以上12月未満		20	20	20	12	4
	12月以上		21	21	21	13	5
7	3月未満		21	21	21	13	5
	3月以上6月未満		22	22	22	14	6
	6月以上9月未満		23	23	23	15	7
	9月以上12月未満		24	24	24	16	8
	12月以上		25	25	25	17	9
8	3月未満		25	25	25	17	9
	3月以上6月未満		26	26	26	18	10
	6月以上9月未満		27	27	27	19	11
	9月以上12月未満		28	28	28	20	12
	12月以上		29	29	29	21	13
9	3月未満		29	29	29	21	13
	3月以上6月未満		30	30	30	22	14
	6月以上9月未満		31	31	31	23	15
	9月以上12月未満		32	32	32	24	16
	12月以上		33	33	33	25	17
10	3月未満		33	33	33	25	17
	3月以上6月未満		34	34	34	26	18
	6月以上9月未満		35	35	35	27	19
	9月以上12月未満		36	36	36	28	20
	12月以上		37	37	37	29	21
11	3月未満		37	37	37	29	21
	3月以上6月未満		38	38	38	30	22
	6月以上9月未満		39	39	39	31	23
	9月以上12月未満		40	40	40	32	24
	12月以上		41	41	41	33	25

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
12	3月未満		41	41	41	33	25
	3月以上6月未満		42	42	42	34	26
	6月以上9月未満		43	43	43	35	27
	9月以上12月未満		44	44	44	36	28
	12月以上		45	45	45	37	29
13	3月未満		45	45	45	37	29
	3月以上6月未満		46	46	46	38	30
	6月以上9月未満		47	47	47	39	31
	9月以上12月未満		48	48	48	40	32
	12月以上		49	49	49	41	33
14	3月未満		49	49	49	41	33
	3月以上6月未満		50	50	50	42	34
	6月以上9月未満		51	51	51	43	35
	9月以上12月未満		52	52	52	44	36
	12月以上		53	53	53	45	37
15	3月未満		53	53	53	45	37
	3月以上6月未満		54	54	54	46	38
	6月以上9月未満		55	55	55	47	39
	9月以上12月未満		56	56	56	48	40
	12月以上		57	57	57	49	41
16	3月未満		57	57	57	49	41
	3月以上6月未満		58	58	58	50	42
	6月以上9月未満		59	59	59	51	43
	9月以上12月未満		60	60	60	52	44
	12月以上		61	61	61	53	45
17	3月未満		61	61	61	53	45
	3月以上6月未満		62	62	62	54	46
	6月以上9月未満		63	63	63	55	47
	9月以上12月未満		64	64	64	56	48
	12月以上		65	65	65	57	49
18	3月未満		65	65	65	57	49
	3月以上6月未満		66	66	66	58	50
	6月以上9月未満		67	67	67	59	51
	9月以上12月未満		68	68	68	60	52
	12月以上		69	69	69	61	53
19	3月未満		69	69	69	61	53
	3月以上6月未満		70	70	70	62	54
	6月以上9月未満		71	71	71	63	55
	9月以上12月未満		72	72	72	64	56
	12月以上		73	73	73	65	57
20	3月未満		73	73	73	65	57
	3月以上6月未満		74	74	74	66	58
	6月以上9月未満		75	75	75	67	59
	9月以上12月未満		76	76	76	68	60
	12月以上		77	77	77	69	61
21	3月未満		77	77	77	69	61
	3月以上6月未満		78	78	78	70	62
	6月以上9月未満		79	79	79	71	63
	9月以上12月未満		80	80	80	72	64
	12月以上		81	81	81	73	65
22	3月未満		81	81	81	73	65
	3月以上6月未満		82	82	82	74	66
	6月以上9月未満		83	83	83	75	67
	9月以上12月未満		84	84	84	76	68
	12月以上		85	85	85	77	69

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				
37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				

附則別表第3 号給の切替表（附則第4項関係）

イ 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員の新号給

旧号給	新 級	9 級	10 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

旧号給	新 級	9 級	1 0 級
	経過期間		
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上 12 月未満	24	4
	12 月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上 12 月未満	28	8
	12 月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上 12 月未満	32	12
	12 月以上	33	13
15	3 月未満	33	13
	3 月以上 6 月未満	34	13
	6 月以上 9 月未満	35	13
	9 月以上 12 月未満	36	14
	12 月以上	37	14

附則別表第4 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員以外の職員の新号給

イ 一般職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧本給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4 級	365,400 円	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

ロ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧本給月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
2 級	278,600 円	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3 級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4 級	326,100	129	130	131	132	133
5 級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101

ハ 研究教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧本給月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
1 級	355,500 円	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2 級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3 級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4 級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
5 級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81

附則別表第 5 旧級が一般職本給表（一）の 11 級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間 新 級	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
580,300 円	9 級	37	38	39	40	41
	10 級	14	14	15	15	15

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までの間においては、改正後の給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 3 改正後の給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1項の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、機構が定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に定めるところによる。
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動があった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第31条第2項の規定の適用については、第31条第2項表（1）上段「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第7項を改正する規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 3 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第39条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下「本給月額減額基礎額」という。））
 - 二 特別調整手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する特別調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する特別調整手当の月額）
 - 三 広域異動手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
 - 四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第31条第2項（2）表に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（2）表に定める加算割合を乗じて得た額（同項（3）表に定める職員（以下「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項（3）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同

項（１）表に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（４）表に定める割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第２項（２）表に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（２）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（３）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（１）表に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（４）表に定める割合を乗じて得た額）

五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第３１条第２項（２）表に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（２）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額に同項（３）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第２項（２）表に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（２）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（３）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額）

六 第３４条第１項から第４項まで又は第６項及び第７項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第３４条第１項 前各号に定める額

ロ 第３４条第２項、第４項、第６項又は第７項 第一号及び第三号から第五号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第３４条第３項 第一号並びに第三号及び第四号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本 給 表	職務の級
一般職本給表（一）	６級

研究教育職本給表	5 級
----------	-----

- 4 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第23条から第25条まで又は第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に155で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に155で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第9条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号級数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第7項を改正する規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 平成24年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。以下「除外職員」という。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。
- 4 平成25年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

- 5 平成26年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月19日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第14条の2、第17条及び第28条は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、機構の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 平成27年3月31日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。
- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第一号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第二号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 5 平成27年4月1日前に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1

号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、機構の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（機構が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項に規定する特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、機構の定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、機構の定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 前3項の規定による本給を支給される職員に関する第31条第2項及び第32条第2項の規定の適用については、「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の給与規程附則第3項から第5項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間における第22条第3項の規定による在勤基本手当の基準額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準額を適用する。

在勤基本手当の基準額

名称	国，地域	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
国立天文台ハワイ観測所	アメリカ合衆国，ホノルル	円 489,000	円 425,200	円 361,400	円 318,900	円 276,400
国立天文台チリ観測所	チリ共和国，サンティアゴ	556,100	483,600	411,100	362,700	314,300
国立天文台 TMT 推進室（パサデナ）	アメリカ合衆国，ロサンゼルス	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 22 条第 3 項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、改正後の第 22 条第 3 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 33 条の 2 の規定については、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

令和 2 年 1 月 31 日改正

- この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 12 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる別表第 1 から別表第 3 まで及び第 13 条並びに第 30 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の第 12 条第 3 項の規定に定める扶養手当の額は、平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、第 12 条第 1 項ただし書き及び当該規定を適用せず次の表に定める額とする。

改正後の第12条第2項各号に掲げる扶養親族	改正後の第12条に定める者	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
第1号	一般職 (一) 9級以上職員 (改正後の第12条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	一般職 (一) 8級職員等(改正後の第12条第3項各号に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	10,000円	6,500円	6,500円
第2号	一般職 (一) 9級以上職員	8,000円	10,000円	10,000円
	一般職 (一) 8級職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	それ以外の者	8,000円	10,000円	10,000円
第3号から第6号まで	一般職 (一) 9級	6,500円	6,500円	3,500円

	以上職員			
	一般職 (一) 8級 職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	それ以外の 者	6,500円	6,500円	6,500円

4 改正後の第12条第2項第1号に掲げる扶養親族がない場合にあっては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、そのうち1人につき次の各号に定める額とする。ただし、いずれにも該当する場合には、第1号に定める額とする。

一 改正後の第12条第2項第2号 10,000円

二 改正後の第12条第2項第3号から第6号まで 9,000円

5 改正後の第12条第5項については平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を機構に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。

	三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
平成30年4月1日から令和2年3月31日まで	5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を機構に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。

- 6 改正後の第12条第6項については平成29年4月1日から令和2年3月31日まで
の間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から令和2年3月31日まで	6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、解雇され、又は

	死亡した日，扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし，扶養手当の支給の開始については，同項の規定による届出が，これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後に行われたときは，その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から行うものとする。
--	---

- 7 改正後の第１２条第７項については平成２９年４月１日から令和２年３月３１日までの間，当該規定は適用せず，次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成２９年４月１日から 平成３０年３月３１日まで	7 扶養手当は，次の各号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第５項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては，これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は，第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。），扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員が配

	偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの

	規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 三 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級以上職員等（一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員のことをいう。以下同じ。）が一般職（一）8級以上職員等以外の職員となった場合 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級以上職員等以外の者が一般職（一）8級以上職員等となった場合 五 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
--	--

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- この規程は、平成30年1月22日から施行する。ただし、第3項及び第4項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3まで及び第30条の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、第5条第2項第4号に規定する研究教育職本給年俸表の適用を受けるもの（以下この項において「研究教育職本給年俸表適用職員」という。）及び研究教育職年俸表適用職員以外の職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成27年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場

合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 4 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号）第15条に規定する育児部分休業の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号）第15条に規定する育児部分休業の適用を受ける職員の本給月額を、当該号給に応じた額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、平成30年1月1日から適用する。

附 則（平成30年5月24日改正）

この規程は、平成30年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月29日改正）

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。ただし、改正後の第31条第2項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3まで及び第13条並びに第30条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月25日改正）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年7月25日改正）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日改正）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日改正）

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。ただし、改正後の第15条第1項及び第2項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3までの規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 令和2年4月1日の前日において改正前の第15条第1項及び第2項の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（機構で別に定める職員を除く。）に対しては、令和2年4月

1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で機構が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 改正後の第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

4 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年3月26日改正）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第32条第1項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に改正前の規程第5条第2項第4号の適用を受ける者は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日において、改正後の規程第5条第2項第4号の適用を受ける者となるものとする。

附 則（令和2年6月26日改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台ハワイ観測所及び国立天文台TMTプロジェクト（パサデナ）に係る部分を除く。）は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月22日改正）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日改正）

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年5月27日改正）

この規程は、令和3年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定に掲げる在勤基本手当の基準額に定める名称は、令和3年3月1日から適用する。

附 則（令和4年3月25日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月26日改正）

この規程は、令和4年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年12月22日改正）

この規程は、令和5年1月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、令和4年8月1日から適用する。

附 則（令和５年１月３０日改正）

- １ この規程は、令和５年２月１日から施行する。
- ２ 改正後の第５条第２項第１号から第３号まで及び第５号に掲げる別表第１から別表第３まで及び別表第５の規定は、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和５年２月１６日改正）

- １ この規程は、令和５年３月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
- ２ 第２２条第３項の規定で定める額は、令和４年４月から７月までの月分については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

名称	国、地域	１号	２号	３号	４号	５号
国立天文台ハワイ観測所	アメリカ合衆国、ホノルル	円 599,000	円 532,400	円 465,900	円 399,300	円 346,100
国立天文台チリ観測所及びアルマプロジェクト	チリ共和国、サンティアゴ	537,100	477,400	417,700	358,100	310,300
国立天文台カリフォルニア事務所	アメリカ合衆国、ロサンゼルス	664,800	590,900	517,000	443,200	384,100

附 則（令和５年３月２３日改正）

この規程は、令和５年３月２３日から施行し、改正後の第２２条第３項の規定は、令和５年１月１日から適用する。

附 則（令和５年５月１８日改正）

この規程は、令和５年６月１日から施行し、改正後の第２２条第３項の規定（国立天文台ハワイ観測所及び国立天文台カリフォルニア事務所に係る部分を除く。）は、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和５年９月２１日改正）

この規程は、令和５年１０月１日から施行し、令和５年８月１日から適用する。

附 則（令和６年１月２５日改正）

- １ この規程は、令和６年２月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 改正後の第５条第２項各号（第４号を除く。）に掲げる別表第１から別表第３まで及び別表第５の規定並びに第３０条第１項の規定 令和５年４月１日
 - 二 改正後の第３１条第２項に定める（１）期別支給割合の規定 令和５年１２月１日
- ２ 令和５年１２月に支給する期末手当に関する改正後の第３１条第２項に定める（１）期別支給割合の適用については、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１

25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令和6年3月28日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日改正）

この規程は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月20日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年3月1日から施行する。ただし、改正後の第5条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる別表第1から別表第3まで及び別表第5並びに第9条、第12条、第13条、第14条の2、第15条、第16条、第17条及び第28条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項に定める令和7年3月1日から施行する規定のうち、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 改正後の第30条の規定 令和6年4月1日
 - 二 改正後の第31条第2項に定める（1）期別支給割合の規定 令和6年12月1日（令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 3 令和6年12月に支給する期末手当に関する改正後の第31条第2項に定める（1）期別支給割合の適用については、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。
（令和7年3月1日に在職する職員等に関する本給等の特例措置）
- 4 令和7年3月1日に在職する職員及び令和7年3月2日から令和7年3月31日までに新たに職員となった者（研究教育職本給年俸表（一）適用者を除く。）に関する本給等については、この規程に定めるもののほか、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、別に定める規程を適用する。
（号給の切替え）
- 5 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において前項の規定に基づき別に定める規程（以下この附則において「本給等の特例措置に関する規程」という。）に定める本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者の職務の級が同規程に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 6 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認めら

れる限度において、本給等の特例措置に関する規程の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第12条第3項の規定の適用については、「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（次の各号に掲げる者（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（次の各号に掲げる者（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）とし、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）については3,000円（一般職（一）8級職員等を除く。））」とする。

（本給等の特例措置に関する規程の制定に伴う経過措置）

- 8 この規程及びこの規程に基づき別に定める細則等において本給に基づき取り扱うものについては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、本給等の特例措置に関する規程の適用を受ける者にあつては、この規程に定める本給によらず本給等の特例措置に関する規程に定める本給を適用する。

附 則（令和7年4月24日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（令和7年4月1日における採用又は昇級等の特例）

- 2 令和7年4月1日において、採用により新たに本給表の適用を受けることとなる職員又は昇級若しくは降級により号給を決定することとなる職員の号給については、この規程に定める別表第1から別表第5までの本給表に掲げる号給に決定することができる。

附 則（令和7年9月18日改正）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年2月26日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。ただし、改正後の第16条の規定は令和8年4月1日から施行する。

- 2 前項に定める令和8年3月1日から施行する規定のうち、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 改正後の第26条第1項 令和6年4月1日

二 改正後の第5条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる別表第1から別表第3まで及び別表第5並びに第21条、第30条及び第33条の規定 令和7年4月1日

三 改正後の第31条第2項に定める（１）期別支給割合の規定 令和7年12月1日

（通勤手当に関する特例措置）

- 3 改正前の第16条第2項第2号イからワまでの規定（この項において単に「改正前規定」という。）に基づき支給する通勤手当の額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、改正前規定に定める額にかかわらず、支給単位期間につき、次の表に定める額を支給する。

自動車等の使用距離	支給額
片道5キロメートル未満	2,000円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
片道60キロメートル以上	38,700円

（準特地勤務手当に関する経過措置）

- 4 改正後の第21条第2項の規定は、令和4年4月2日から適用日の前日までの間に新たに職員となって大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程特地勤務手当等支給細則（平成16年自機細則第14号）第2条に規定する特地事業所等又は第5条に規定する準特地事業所等に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員にも適用する。

（令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 令和7年12月に支給する期末手当に関する改正後の第31条第2項に定める（１）期別支給割合の適用については、「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」とする。

附 則（令和8年4月23日改正）

この規程は、令和８年５月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

附 則（令和８年９月１７日改正）

この規程は、令和８年１０月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額
87	266,500	306,100	356,100							
88	266,800	306,400	356,500							
89	267,100	306,700	356,700							
90	267,400	307,000	357,100							
91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								

別表第 1 一般職本給表（一）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900
9	250,600	290,000	366,500	417,300	542,500
10	252,400	291,900	368,500	418,300	547,700
11	254,200	293,700	370,500	419,400	552,300
12	256,000	295,600	372,400	420,500	556,600
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600
18	265,200	308,000	381,600	426,700	
19	266,500	310,700	382,800	427,800	
20	267,900	313,300	384,100	428,900	
21	269,300	315,900	385,400	429,900	
22	270,600	318,300	386,600	431,000	
23	272,000	320,700	387,800	432,100	
24	273,300	322,900	388,900	433,200	
25	274,800	325,100	390,000	434,100	
26	276,400	327,100	391,300	435,200	
27	278,000	329,100	392,600	436,200	
28	279,600	331,100	393,900	437,200	
29	281,000	333,100	395,100	438,100	
30	282,700	335,000	396,400	439,200	
31	284,400	336,900	397,700	440,200	

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
32	286,200	338,800	398,900	441,300	
33	288,000	340,600	400,100	442,300	
34	289,200	342,500	401,300	443,500	
35	290,400	344,400	402,500	444,600	
36	291,500	346,300	403,600	445,800	
37	292,500	348,000	404,600	446,500	
38	293,500	349,200	405,800	447,400	
39	294,600	350,300	406,900	448,300	
40	295,600	351,300	407,900	449,100	
41	296,400	351,800	409,000	449,900	
42	297,500	352,200	410,200	450,800	
43	298,600	352,600	411,300	451,600	
44	299,500	352,900	412,400	452,300	
45	300,100	353,400	413,300	453,000	
46	301,100	353,900	414,300	453,900	
47	301,900	354,400	415,300	454,800	
48	302,800	354,700	416,200	455,700	
49	303,800	355,000	417,400	456,600	
50	304,200	355,300	418,700	457,500	
51	304,700	355,600	420,100	458,500	
52	305,100	355,900	421,400	459,400	
53	305,600	356,300	422,200	460,400	
54	306,100	356,600	423,200	461,400	
55	306,400	357,000	424,200	462,300	
56	306,700	357,300	425,300	463,300	
57	307,100	357,600	426,200	464,200	
58	307,500	358,000	426,900	465,100	
59	308,000	358,300	427,700	466,000	
60	308,300	358,700	428,400	467,000	
61	308,600	359,000	429,100	467,800	
62	308,900	359,300	429,900	468,200	
63	309,200	359,700	430,700	468,800	

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
64	309,600	360,000	431,300	469,400	
65	310,000	360,300	431,900	470,100	
66	310,300	360,700	432,400	470,800	
67	310,700	361,000	432,800	471,100	
68	311,000	361,400	433,200	471,700	
69	311,400	361,800	433,500	472,100	
70	311,700	362,100	433,800	472,500	
71	312,100	362,500	434,100	472,800	
72	312,500	362,900	434,500	473,100	
73	312,800	363,200	434,800	473,400	
74	313,100	363,600	435,100	473,600	
75	313,500	364,000	435,500	474,000	
76	313,800	364,400	435,900	474,300	
77	314,200	364,700	436,200	474,600	
78	314,500	365,100	436,500	474,900	
79	314,900	365,500	436,900	475,200	
80	315,200	366,000	437,200	475,500	
81	315,500	366,500	437,500	475,800	
82	315,800	367,100	437,900	476,300	
83	316,100	367,800	438,200	476,600	
84	316,400	368,400	438,500	476,900	
85	316,700	369,000	438,800	477,200	
86	317,100	369,600	439,100		
87	317,500	370,200	439,300		
88	317,900	370,800	439,600		
89	318,300	371,300	439,900		
90	318,600	371,700	440,200		
91	318,900	372,000	440,400		
92	319,300	372,400	440,700		
93	319,700	372,800	441,000		
94	320,100	373,200	441,300		
95	320,500	373,600	441,600		

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
96	320,900	374,000	441,900		
97	321,100	374,600	442,200		
98	321,500	375,100	442,500		
99	321,900	375,500	442,800		
100	322,300	376,000	443,100		
101	322,500	376,400	443,400		
102	322,900	376,900	443,700		
103	323,100	377,200	444,000		
104	323,600	377,500	444,300		
105	324,000	378,000	444,500		
106	324,300	378,400			
107	324,600	378,900			
108	324,900	379,400			
109	325,100	379,800			
110	325,400	380,300			
111	325,700	380,700			
112	326,100	381,100			
113	326,400	381,500			
114	326,700	381,900			
115	327,000	382,300			
116	327,300	382,700			
117	327,600	383,100			
118	328,000	383,500			
119	328,400	383,900			
120	328,800	384,300			
121	329,000	384,600			
122	329,200	385,000			
123	329,400	385,400			
124	329,700	385,700			
125	330,000	386,100			
126	330,200	386,600			
127	330,500	387,100			

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
128	330,800	387,500			
129	331,100	387,900			
130	331,400	388,400			
131	331,700	388,900			
132	331,900	389,400			
133	332,100	389,900			
134	332,400	390,400			
135	332,700	390,900			
136	332,900	391,400			
137	333,200	391,900			
138	333,400	392,400			
139	333,700	392,900			
140	334,000	393,400			
141	334,300	393,900			
142	334,700				
143	335,100				
144	335,500				
145	335,700				
146	336,100				
147	336,400				
148	336,800				
149	337,000				
150	337,300				
151	337,600				
152	338,000				
153	338,200				
154	338,600				
155	339,000				
156	339,400				
157	339,600				

別表第4 研究教育職本給年俸表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
	円	円	円	円	円
1	1,920,000	2,400,000	3,120,000	3,720,000	4,800,000
2	2,040,000	2,520,000	3,240,000	3,840,000	4,920,000
3	2,160,000	2,640,000	3,360,000	3,960,000	5,040,000
4	2,280,000	2,760,000	3,480,000	4,080,000	5,160,000
5	2,400,000	2,880,000	3,600,000	4,200,000	5,280,000
6	2,520,000	3,000,000	3,720,000	4,320,000	5,400,000
7	2,640,000	3,120,000	3,840,000	4,440,000	5,520,000
8	2,760,000	3,240,000	3,960,000	4,560,000	5,640,000
9	2,880,000	3,360,000	4,080,000	4,680,000	5,760,000
10	3,000,000	3,480,000	4,200,000	4,800,000	5,880,000
11	3,120,000	3,600,000	4,320,000	4,920,000	6,000,000
12	3,240,000	3,720,000	4,440,000	5,040,000	6,120,000
13	3,360,000	3,840,000	4,560,000	5,160,000	6,240,000
14	3,480,000	3,960,000	4,680,000	5,280,000	6,360,000
15	3,600,000	4,080,000	4,800,000	5,400,000	6,480,000
16	3,720,000	4,200,000	4,920,000	5,520,000	6,600,000
17	3,840,000	4,320,000	5,040,000	5,640,000	6,720,000
18	3,960,000	4,440,000	5,160,000	5,760,000	6,840,000
19	4,080,000	4,560,000	5,280,000	5,880,000	6,960,000
20	4,200,000	4,680,000	5,400,000	6,000,000	7,080,000
21	4,320,000	4,800,000	5,520,000	6,120,000	7,200,000
22	4,440,000	4,920,000	5,640,000	6,240,000	7,320,000
23	4,560,000	5,040,000	5,760,000	6,360,000	7,440,000
24	4,680,000	5,160,000	5,880,000	6,480,000	7,560,000
25	4,800,000	5,280,000	6,000,000	6,600,000	7,680,000
26	4,920,000	5,400,000	6,120,000	6,720,000	7,800,000
27	5,040,000	5,520,000	6,240,000	6,840,000	7,920,000
28	5,160,000	5,640,000	6,360,000	6,960,000	8,040,000
29	5,280,000	5,760,000	6,480,000	7,080,000	8,160,000
30	5,400,000	5,880,000	6,600,000	7,200,000	8,280,000
31	5,520,000	6,000,000	6,720,000	7,320,000	8,400,000

別表第4 研究教育職本給年俸表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
32	5,640,000	6,120,000	6,840,000	7,440,000	8,520,000
33	5,760,000	6,240,000	6,960,000	7,560,000	8,640,000
34	5,880,000	6,360,000	7,080,000	7,680,000	8,760,000
35	6,000,000	6,480,000	7,200,000	7,800,000	8,880,000
36	6,120,000	6,600,000	7,320,000	7,920,000	9,000,000
37	6,240,000	6,720,000	7,440,000	8,040,000	9,120,000
38	6,360,000	6,840,000	7,560,000	8,160,000	9,240,000
39	6,480,000	6,960,000	7,680,000	8,280,000	9,360,000
40	6,600,000	7,080,000	7,800,000	8,400,000	9,480,000
41	6,720,000	7,200,000	7,920,000	8,520,000	9,600,000
42	6,840,000	7,320,000	8,040,000	8,640,000	9,720,000
43	6,960,000	7,440,000	8,160,000	8,760,000	9,840,000
44	7,080,000	7,560,000	8,280,000	8,880,000	9,960,000
45	7,200,000	7,680,000	8,400,000	9,000,000	10,080,000
46	7,320,000	7,800,000	8,520,000	9,120,000	10,200,000
47	7,440,000	7,920,000	8,640,000	9,240,000	10,320,000
48	7,560,000	8,040,000	8,760,000	9,360,000	10,440,000
49	7,680,000	8,160,000	8,880,000	9,480,000	10,560,000
50	7,800,000	8,280,000	9,000,000	9,600,000	10,680,000
51	7,920,000	8,400,000	9,120,000	9,720,000	10,800,000
52		8,520,000	9,240,000	9,840,000	10,920,000
53		8,640,000	9,360,000	9,960,000	11,040,000
54		8,760,000	9,480,000	10,080,000	11,160,000
55		8,880,000	9,600,000	10,200,000	11,280,000
56		9,000,000	9,720,000	10,320,000	11,400,000
57		9,120,000	9,840,000	10,440,000	11,520,000
58		9,240,000	9,960,000	10,560,000	11,640,000
59		9,360,000	10,080,000	10,680,000	11,760,000
60			10,200,000	10,800,000	11,880,000
61			10,320,000	10,920,000	12,000,000
62			10,440,000	11,040,000	12,120,000
63			10,560,000	11,160,000	12,240,000

別表第4 研究教育職本給年俸表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
64				11,280,000	12,360,000
65					12,480,000
66					12,600,000
67					12,720,000
68					12,840,000
69					12,960,000
70					13,080,000
71					13,200,000
72					13,320,000
73					13,440,000

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
	円	円	円	円	円
1	2,770,800	3,308,400	4,250,400	4,898,400	5,762,400
2	2,802,000	3,334,800	4,269,600	4,917,600	5,860,800
3	2,830,800	3,360,000	4,288,800	4,933,200	5,962,800
4	2,859,600	3,382,800	4,306,800	4,947,600	6,063,600
5	2,888,400	3,404,400	4,324,800	4,962,000	6,162,000
6	2,917,200	3,422,400	4,344,000	4,974,000	6,254,400
7	2,947,200	3,440,400	4,363,200	4,986,000	6,344,400
8	2,977,200	3,458,400	4,381,200	4,996,800	6,430,800
9	3,007,200	3,480,000	4,398,000	5,007,600	6,510,000
10	3,028,800	3,502,800	4,422,000	5,019,600	6,572,400
11	3,050,400	3,524,400	4,446,000	5,032,800	6,627,600
12	3,072,000	3,547,200	4,468,800	5,046,000	6,679,200
13	3,092,400	3,571,200	4,490,400	5,058,000	6,716,400
14	3,110,400	3,595,200	4,509,600	5,071,200	6,750,000
15	3,129,600	3,619,200	4,528,800	5,083,200	6,782,400
16	3,147,600	3,643,200	4,545,600	5,095,200	6,811,200
17	3,165,600	3,666,000	4,561,200	5,107,200	6,835,200
18	3,182,400	3,696,000	4,579,200	5,120,400	
19	3,198,000	3,728,400	4,593,600	5,133,600	
20	3,214,800	3,759,600	4,609,200	5,146,800	
21	3,231,600	3,790,800	4,624,800	5,158,800	
22	3,247,200	3,819,600	4,639,200	5,172,000	
23	3,264,000	3,848,400	4,653,600	5,185,200	
24	3,279,600	3,874,800	4,666,800	5,198,400	
25	3,297,600	3,901,200	4,680,000	5,209,200	
26	3,316,800	3,925,200	4,695,600	5,222,400	
27	3,336,000	3,949,200	4,711,200	5,234,400	
28	3,355,200	3,973,200	4,726,800	5,246,400	
29	3,372,000	3,997,200	4,741,200	5,257,200	
30	3,392,400	4,020,000	4,756,800	5,270,400	
31	3,412,800	4,042,800	4,772,400	5,282,400	

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
32	3,434,400	4,065,600	4,786,800	5,295,600	
33	3,456,000	4,087,200	4,801,200	5,307,600	
34	3,470,400	4,110,000	4,815,600	5,322,000	
35	3,484,800	4,132,800	4,830,000	5,335,200	
36	3,498,000	4,155,600	4,843,200	5,349,600	
37	3,510,000	4,176,000	4,855,200	5,358,000	
38	3,522,000	4,190,400	4,869,600	5,368,800	
39	3,535,200	4,203,600	4,882,800	5,379,600	
40	3,547,200	4,215,600	4,894,800	5,389,200	
41	3,556,800	4,221,600	4,908,000	5,398,800	
42	3,570,000	4,226,400	4,922,400	5,409,600	
43	3,583,200	4,231,200	4,935,600	5,419,200	
44	3,594,000	4,234,800	4,948,800	5,427,600	
45	3,601,200	4,240,800	4,959,600	5,436,000	
46	3,613,200	4,246,800	4,971,600	5,446,800	
47	3,622,800	4,252,800	4,983,600	5,457,600	
48	3,633,600	4,256,400	4,994,400	5,468,400	
49	3,645,600	4,260,000	5,008,800	5,479,200	
50	3,650,400	4,263,600	5,024,400	5,490,000	
51	3,656,400	4,267,200	5,041,200	5,502,000	
52	3,661,200	4,270,800	5,056,800	5,512,800	
53	3,667,200	4,275,600	5,066,400	5,524,800	
54	3,673,200	4,279,200	5,078,400	5,536,800	
55	3,676,800	4,284,000	5,090,400	5,547,600	
56	3,680,400	4,287,600	5,103,600	5,559,600	
57	3,685,200	4,291,200	5,114,400	5,570,400	
58	3,690,000	4,296,000	5,122,800	5,581,200	
59	3,696,000	4,299,600	5,132,400	5,592,000	
60	3,699,600	4,304,400	5,140,800	5,604,000	
61	3,703,200	4,308,000	5,149,200	5,613,600	
62	3,706,800	4,311,600	5,158,800	5,618,400	
63	3,710,400	4,316,400	5,168,400	5,625,600	

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
64	3,715,200	4,320,000	5,175,600	5,632,800	
65	3,720,000	4,323,600	5,182,800	5,641,200	
66	3,723,600	4,328,400	5,188,800	5,649,600	
67	3,728,400	4,332,000	5,193,600	5,653,200	
68	3,732,000	4,336,800	5,198,400	5,660,400	
69	3,736,800	4,341,600	5,202,000	5,665,200	
70	3,740,400	4,345,200	5,205,600	5,670,000	
71	3,745,200	4,350,000	5,209,200	5,673,600	
72	3,750,000	4,354,800	5,214,000	5,677,200	
73	3,753,600	4,358,400	5,217,600	5,680,800	
74	3,757,200	4,363,200	5,221,200	5,683,200	
75	3,762,000	4,368,000	5,226,000	5,688,000	
76	3,765,600	4,372,800	5,230,800	5,691,600	
77	3,770,400	4,376,400	5,234,400	5,695,200	
78	3,774,000	4,381,200	5,238,000	5,698,800	
79	3,778,800	4,386,000	5,242,800	5,702,400	
80	3,782,400	4,392,000	5,246,400	5,706,000	
81	3,786,000	4,398,000	5,250,000	5,709,600	
82	3,789,600	4,405,200	5,254,800	5,715,600	
83	3,793,200	4,413,600	5,258,400	5,719,200	
84	3,796,800	4,420,800	5,262,000	5,722,800	
85	3,800,400	4,428,000	5,265,600	5,726,400	
86	3,805,200	4,435,200	5,269,200		
87	3,810,000	4,442,400	5,271,600		
88	3,814,800	4,449,600	5,275,200		
89	3,819,600	4,455,600	5,278,800		
90	3,823,200	4,460,400	5,282,400		
91	3,826,800	4,464,000	5,284,800		
92	3,831,600	4,468,800	5,288,400		
93	3,836,400	4,473,600	5,292,000		
94	3,841,200	4,478,400	5,295,600		
95	3,846,000	4,483,200	5,299,200		

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
96	3,850,800	4,488,000	5,302,800		
97	3,853,200	4,495,200	5,306,400		
98	3,858,000	4,501,200	5,310,000		
99	3,862,800	4,506,000	5,313,600		
100	3,867,600	4,512,000	5,317,200		
101	3,870,000	4,516,800	5,320,800		
102	3,874,800	4,522,800	5,324,400		
103	3,877,200	4,526,400	5,328,000		
104	3,883,200	4,530,000	5,331,600		
105	3,888,000	4,536,000	5,334,000		
106	3,891,600	4,540,800			
107	3,895,200	4,546,800			
108	3,898,800	4,552,800			
109	3,901,200	4,557,600			
110	3,904,800	4,563,600			
111	3,908,400	4,568,400			
112	3,913,200	4,573,200			
113	3,916,800	4,578,000			
114	3,920,400	4,582,800			
115	3,924,000	4,587,600			
116	3,927,600	4,592,400			
117	3,931,200	4,597,200			
118	3,936,000	4,602,000			
119	3,940,800	4,606,800			
120	3,945,600	4,611,600			
121	3,948,000	4,615,200			
122	3,950,400	4,620,000			
123	3,952,800	4,624,800			
124	3,956,400	4,628,400			
125	3,960,000	4,633,200			
126	3,962,400	4,639,200			
127	3,966,000	4,645,200			

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
128	3,969,600	4,650,000			
129	3,973,200	4,654,800			
130	3,976,800	4,660,800			
131	3,980,400	4,666,800			
132	3,982,800	4,672,800			
133	3,985,200	4,678,800			
134	3,988,800	4,684,800			
135	3,992,400	4,690,800			
136	3,994,800	4,696,800			
137	3,998,400	4,702,800			
138	4,000,800	4,708,800			
139	4,004,400	4,714,800			
140	4,008,000	4,720,800			
141	4,011,600	4,726,800			
142	4,016,400				
143	4,021,200				
144	4,026,000				
145	4,028,400				
146	4,033,200				
147	4,036,800				
148	4,041,600				
149	4,044,000				
150	4,047,600				
151	4,051,200				
152	4,056,000				
153	4,058,400				
154	4,063,200				
155	4,068,000				
156	4,072,800				
157	4,075,200				